

市においては、長期的な計画のもとに共同溝の建設を推進する

#### イ 不法占用物件等の排除

道路交通の妨害となる不法占用物件等については、強力な指導取締りによりその排除を行なうとともに、不法占用の防止を図るためのけいもう活動を沿道住民等に対して積極的に行なう

### (5) 子どもの遊び場の確保

#### ア 児童公園、児童遊園等の整備

児童の遊び場の不足を解消し、路上遊戯等による交通事故の防止、市街地環境の改善等に資するため、市街地の人口規模に対応して児童公園を適正に配置することとし、とくに人口急増地域等緊急を要する地域を重点的に整備する。また、児童公園を補完するものとして、幼児および小学校低学年児童を対象とした児童遊園を盛り場、小住宅密集地域、交通ひんぱん地域等を中心として整備するとともに、市街地にありながらまだ開放されていない小学校の校庭等の開放の促進を図る。

#### イ 少年運動公園等の整備

少年運動公園についても都市計画の観点から規模および配置を考慮して整備を進めるとともに、市街地に近接した河川敷地について都市河川環境事業との調整を図りつつ、できる限り公園緑地として整備する。

### (6) 危険物の輸送に関するその他の交通環境の整備

過密都市における危険物輸送時の事故による大規模な災害を未然に防止するため、とくに油類にあっては、パイプラインを活用するなどにより、交通環境の整備を促進する。

## 2 交通の安全に関する知識の普及等

### (1) 交通安全教育の振興

#### ア 学校における交通安全指導の徹底

児童生徒がみずから安全に行動できる能力を養うとともに積極的に交通事故を防止できる社会人の育成を図るため、学校教育における交通安全指導は、地域の実情や児童生徒の発達段階に応じ、すべての教育活動を通じて行なうこととし、とくにその指導を系統的集中的に行なう必要のある事項については、時間を定めて計画的に実施することとする。

このような方針に基づき、昭和46年度以降小学校、中学校および高等学校においては新教育課程が実施されることとなっているので、小学校においては歩行と横断、中学校においては自転車の安全な乗り方を中心とし、高等学校においては小学校および中学校における教育の基礎の上にたち、より高度の知識と実践能力を身につけさせることを重点に交通安全指導を実施する。

また、交通安全指導を効果的に行なうため、交通安全教育センター等の施設、教材の整備を促進し、講習会の開催により教職員の資質の向上を図るとともに、日本学校安全会の学校安全に関する普及啓発活動の充実を図る。

#### イ 社会教育における交通安全指導の充実

地域社会のあらゆる場を活用して住民に広く交通安全思想の浸透を図るために、地方公共団体においては、公民館等の施設、青年学級、家庭学級等の各種学級、P.T.A、婦人会、町内会等の各種団体において主として家庭婦人、老人、勤労青少年等を対象に交通安全、とくに歩行者および自転車利用者の安全に関する意識が普及徹底されるよう配慮することとする。この場合において、とくに交通指導員による活動を推進するとともに、

家庭婦人を通じて幼児や老人の安全が確保されるよう努める。

## (2) 広報活動の充実

### ア 交通安全運動の推進

交通安全運動は、道路交通に關係のあるすべての者に交通のモラルの高揚と交通安全知識の普及を図ることにより、正しい交通のルールの実践を習慣づけるため、次の方針により強力に展開する。

(ア) 歩行者事故、とくに子どもと老人の事故防止と無謀運転の追放を目標として、国民全体に人命尊重の意識の徹底を図る

(イ) 交通事故の多発期をとらえて、国、地方公共団体および関係民間団体が一致協力して幅広い国民運動を展開するほか、都道府県、市町村の主導のもとに民間関係団体の協力によりそれぞれの地域の実情に即した交通安全活動を年間を通じて必要な時期に継続的に行なう。

(ウ) 市町村段階の活動の強化を図り、地域住民の末端までこの運動の趣旨を浸透させるため、市町村における推進体制の強化を図る。

### イ 交通安全国民会議の運営の改善

交通安全施策について広く国民各層の意見を反映させるとともに、国民の理解を深めることによってその推進について民間の積極的な協力を求めるため、交通安全国民会議の運営にあたっては、交通事情の変化に即応した討議テーマを選定し、交通安全施策を推進するための効果的な討議が行なわれるよう考慮する。

### ウ 交通の安全に関する広報の推進

交通の安全に関する広報は、国民一般の交通の安全に対する

関心を高めるため、国、地方公共団体および民間の交通安全団体が密接な連携のもとに、家庭、職場、学校等それぞれの場に応じて効果的な手段を活用し、日常生活に密着した内容の広報を時宜に即して行なう。

とくに、こどもと老人の保護の見地から家庭向け広報を充実強化するため、地方公共団体、町内会等の住民組織、家庭を通じた広報ルートの確立に努める。また、国および地方公共団体は、民間の交通安全団体の広報活動を援助するため、交通の安全に関する広報資料の提供を積極的に行なう。

### (3) 交通の安全に関する民間団体の育成指導

交通の安全に関する国民一般の関心を高めるためには、民間の自主的な活動にまつところが大きいので、交通の安全を目的とする団体その他交通に關係のある業務を行なう団体については、その組織化についての指導、交通の安全に関する諸行事に対する援助、交通安全活動の促進に必要な資料の提供、これらの団体の連絡体制の強化等を通じ、その自主的な活動を一層促進させるよう努める。

なお、その他の民間団体についても、国民各層に交通安全意識を浸透させるため、それぞれの立場に応じて、交通安全運動等に協力するよう積極的な働きかけを行なう。

## 3 道路運送車両の安全な運転の確保

### (1) 運転者教育の充実

#### ア 運転者教育の内容の整備

運転者教育の内容を整備し、正しい交通方法を運転者等に理解させるため、交通に関する規則、この規則を遵守するため参考とすべき基準、交通に関する規則以外の事項で遵守することが望ましいものおよび自動車の構造等安全な運転に必要な知識